(2)　平成二八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の標準税率は、次のとおりとすることとした。

付加価値割	資本割	所得割	
一〇〇分の〇・九六	一〇〇分の〇・四	所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の二・五
		所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額	一〇〇分の三・七
		所得のうち年八〇〇万円を超える金額	一〇〇分の四・八

(四)　内部取引に係る課税の特例について、本特例による更正決定を受けた事業を行う個人が、租税条約に基づく申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、当該更正決定に係る事業税の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとした。また、徴収の猶予をした事業税に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとした。なお、国税庁長官は、当該個人が相互協議の申立てをした場合等には、当該個人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事にその旨及び更正決定された所得税の額の算定の基礎となった所得等を通知し、通知を受けた道府県知事は関係道府県知事に通知することとした。(第七二条の五七の二及び第七二条の五七の三関係)

(五)　付加価値割の課税標準である付加価値額から、平成二七年四月一日から平成三〇年三月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下「雇用者給与等支給増加額」という。）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上であり、かつ、次の要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額を控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第九条関係)

(1)　雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。

(2)　平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。

(六)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）の施行の日から平成三二年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一般送配電事業者の収入金額のうち、特定実用発電用原子炉設置者に交付する当該特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理等既発電費として積み立てるべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第九条関係)

(七)　(三)(1)に伴い、資本金一億円超の普通法人のうち平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四〇億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二七年三月三一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が三〇億円以下の法人についてはその超える額に二分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三〇億円超四〇億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて二分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずることとした。(改正法附則第八条関係)

(八)　(三)(2)に伴い、資本金一億円超の普通法人のうち平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四〇億円未満の法人について、当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える額に二分の一の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずることとした。(改正法附則第九条関係)

3　地方消費税

譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課する等所要の措置を講ずることとした。(第七二条の七八～第七二条の八〇の二、第七二条の八四、第七二条の九四及び附則第九条の三の二関係)

4　不動産取得税

(一)　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が六人以上）の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(第七三条の四関係)

(二)　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。(第七三条の四関係)

(三)　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(第七三条の一四関係)

(四)　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(第七三条の一四関係)

(五)　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が五人以下）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(第七三条の一四関係)

(六)　社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産について、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(第七三条の一四関係)

(七)　宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成二九年三月三一日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。(附則第一一条の四関係)

(八)　国立研究開発法人森林総合研究所が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象に森林保険業務の用に供する不動産を追加することとした。(第七三条の四関係)

(九)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の五分の一を参酌して一〇分の一以上一〇分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とした上、その適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。ただし、当該取得が特定都市再生緊急整備地域において行われた場合にあっては、価格から控除する額を当該不動産の価格の二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすることとした。(附則第一一条関係)